

# 障害福祉サービス(身体・知的・精神・難病)

障害者総合支援法に基づき、障がい者や難病患者が障害種別の区別なく受けることのできる共通の福祉サービスです。

介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具費支給・地域生活支援事業からなり、総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援します。

## 介護給付

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
訪問系サービス	● 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種障害者手帳等</li> <li>● 本人の所得が分かる書類</li> <li>● マイナンバー</li> </ul>
	● 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障がい者であって常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動を補助します。	
	● 行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	
	● 同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	
	● 短期入所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所して介護を受けることができます。	
	● 重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、かつ意思疎通に著しく支障がある方の中のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
日中活動	● 療養介護	医学的管理の下における介護が常に必要な障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	
	● 生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
居住支援	● 施設入所支援	施設に入所する方に、夜間の入浴や排泄、食事などの介護をします。	

■ 窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

# 障害福祉サービス

## 訓練等給付

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
日中活動	● 自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種障害者手帳等</li> <li>● 本人の所得が分かる書類</li> <li>● マイナンバー</li> </ul>
	● 就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練をします。	
	● 就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
居住支援	● 共同生活援助	地域で共同生活を営むべき住居に入居している方に、主に夜間において住居の相談や日常生活上の援助をします。	
その他	● 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労された方の就労の継続を図るため、企業・医療機関等、関係機関との連絡調整や、日常・社会生活を営む上で生じる問題の相談や助言等、必要な支援を行います。	

■ 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

# 補装具

## 補装具費の支給

(身体・難病)

- 概要… 身体障害者手帳所持者で、手帳の障害に関わる補装具の交付(修理)の必要な方に、福祉用具購入費を支給する制度です。障害の部分・程度(等級)により、支給できる種目・基準額が決まってきます。  
基準額の9割を市が支給し、残りは自己負担となります。  
(市民税所得割の納税額によって、給付が制限される場合があります)
- 注意事項… ①介護保険による給付の対象者は、介護保険給付が優先されます。認定を受けていない方も、介護保険の対象となる場合は同様です。  
その他、労災制度、交通事故の場合の自賠責保険など、他の制度の規定に基づき補装具の給付等が受けられる方は、他の制度の給付等が優先されます。  
②申請は、商品を購入する前に必ず行ってください。商品購入後の申請はできませんのでご注意ください。
- 手続に必要なもの…
- (1) 身体障害者手帳
  - (2) 補装具費支給申請書(福祉課にあります)
  - (3) 医師の意見書(指定様式、福祉課にあります)
  - (4) 業者の見積書
  - (5) 印鑑(みとめ印)
  - (6) 非課税世帯で障害年金・遺族年金・労災年金を受給している方は、振込額<sup>※</sup>が分かるもの(通帳、額改定通知、振込通知等)  
※6月30日受付分までは前々年1月～12月、  
7月1日受付分からは前年1月～12月の振込額となります。
  - (7) マイナンバー

■窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

## 補装具種類

※各種目ごとに等級などにより支給条件があります。

障害区分	主な補装具の種類
視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子 歩行器・歩行補助杖・重度障害者意志伝達装置 (18歳未満対象)起立保持具・頭部保持具